

徳島県鳴門病院 第4期中期計画 対照表

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
第1 中期目標の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。	第1 中期計画の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの「4年間」とする。	第1 中期計画の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの「4年間」とする。
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 診療事業 （1）良質かつ適切な医療の提供 ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。 イ 患者一人一人の状態に合わせた最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを推進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 診療事業 （1）良質かつ適切な医療の提供 ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現に向け、「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。 イ 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実及び鳴門市と連携した医師確保策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図る。 ウ 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。 エ 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方針の検討・評価を行うとともに、医薬品等の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 診療事業 （1）良質かつ適切な医療の提供 ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現に向け、「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。 イ 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実及び鳴門市と連携した医師確保策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図る。 ウ 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。 【電子カルテ登録のクリティカルパス件数】 令和5年度実績値 69件 ⇒ 令和10年度目標値 100件 エ 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方針の検討・評価を行うとともに、医薬品等の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（３）救急医療の強化 ア 東部Ⅱ救急医療圏の自己完結率を高めるため、救急医療体制を充実させるとともに、県北部の最重要な救急医療施設としての機能を担うための取組を図ること。 イ 地域の１次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。	（３）救急医療の強化 ア 東部Ⅱ救急医療圏における中核的な２次救急医療機関として、医療や看護など各部門を統合した「救急総合診療センター」を中心に、「断らない」救急医療体制を充実・強化し、県全体の救急医療提供体制の維持・向上に貢献する。 イ 円滑な救急搬送体制を確保するため、地域消防との連携の深化、新たに整備したヘリポートの適切な運用体制を整えるとともに、県北部の最重要な救急医療施設として、新興感染症等にも対応可能な施設整備を計画的に推進する。	（３）救急医療の強化 ア 東部Ⅱ救急医療圏における中核的な２次救急医療機関として、医療や看護など各部門を統合した「救急総合診療センター」を中心に、「断らない」救急医療体制を充実・強化し、県全体の救急医療提供体制の維持・向上に貢献する。 イ 円滑な救急搬送体制を確保するため、地域消防との連携の深化、新たに整備したヘリポートの適切な運用体制を整えるとともに、県北部の最重要な救急医療施設として、新興感染症等にも対応可能な施設整備の検討を進める。 【救急搬送患者受入件数】 令和５年度実績値 ２，９８８件 ⇒ 令和１０年度目標値 ３，５００件
（４）がん医療の高度化 ア 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、県北部のがん診療拠点の整備に向け、集学的治療の推進や高度医療機器の導入による強みを活かしたがん診療の質の向上に努めること。 イ 地域で化学療法や緩和ケアを受けたい患者ニーズに対応するため、県北部におけるがん診療提供体制の構築に努めること。	（４）がん医療の高度化 ア 県北部の地域がん診療連携推進病院として、「高精度リニアック」や「ＰＥＴ－ＣＴ」などの高度医療機器を有効活用し、手術から化学療法、放射線治療、緩和ケアまで、がん診療連携拠点病院と連携した質の高い医療を提供する。 イ がん患者とその家族の生活の質（ＱＯＬ）の維持向上を図り、住み慣れた地域でその人らしく穏やかに過ごせるよう、徳島大学病院をはじめとする高度医療機関との医療連携を強化するとともに、「外来化学療法」と併せた「緩和ケア外来」の開設や「緩和ケア病床」を整備することにより、患者に寄り添うがん診療体制を整える。	（４）がん医療の高度化 ア 県北部の地域がん診療連携推進病院として、「高精度リニアック」や「ＰＥＴ－ＣＴ」など高度医療機器の強みを活かした、手術から化学療法、放射線治療、緩和ケアまで、がん診療連携拠点病院と連携した質の高い医療を提供する。 イ がん患者とその家族の生活の質（ＱＯＬ）の維持向上を図り、住み慣れた地域でその人らしく穏やかに過ごせるよう、徳島大学病院をはじめとする高度医療機関との医療連携を強化するとともに、「外来化学療法」と併せた「緩和ケア看護外来」の開設や「緩和ケア病床」の整備を推進することにより、患者に寄り添うがん診療体制を整える。 【外来化学療法延件数】 令和５年度実績値 １，２６９件 ⇒ 令和１０年度目標値 １，５００件 【がん入院患者延数】 令和５年度実績値 ７，９１０人 ⇒ 令和１０年度目標値 １０，０００人

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（５）産科医療や小児医療の充実 産科及び小児科の診療体制の一層の充実を図るとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、地域における中核的な小児・周産期医療機関として求められる役割を着実に果たすこと。	（５）産科医療や小児医療の充実 ア 産科、小児科病床を有し吉野川北岸地域で唯一の「お産」のできる医療機関として、周産期母子医療センターと連携し、産科医療及び小児医療の役割を着実に果たす。また、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポートなど、産後ケアの更なる充実を図る。 イ 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携した体制の構築により、産科医療や小児医療の確保・充実を図る。	（５）産科医療や小児医療の充実 ア 産科、小児科病床を有し吉野川北岸地域で唯一の「お産」のできる医療機関として、周産期母子医療センターと連携し、産科医療及び小児医療の役割を着実に果たす。また、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポートなど、産後ケアの更なる充実を図る。 イ 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携した体制の構築により、産科医療や小児医療の確保・充実を図る。 【産後ケア（ディケア）延件数】 令和6年度開始 ⇒ 令和10年度目標値 100件
（６）特色ある医療の更なる推進 県内唯一の医療分野である「手の外科センター」をはじめ、「脊椎脊髄センター」や「糖尿病・内分泌センター」などの専門的な人材能力を活かした医療の充実を図るとともに、積極的な情報発信を行うことで、病院の特色ある医療の更なる提供拡大に努めること。	（６）特色ある医療の更なる推進 ア 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら、当院の「手の外科センター」、「脊椎脊髄センター」、「糖尿病・内分泌センター」といった特色ある医療とともに、血管内治療など質の高い医療をさらに推進し、県内外に向け積極的に情報発信を行う。 イ 脊椎脊髄疾患や手の外科疾患の患者に対する「術前の外来～入院中～退院後まで」の一貫したリハビリテーションを行う「総合リハビリテーションセンター（仮称）」を開設し、急性期リハビリテーション体制の再構築により、患者・家族の生活の質（ＱＯＬ）の更なる改善に取り組む。	（６）特色ある医療の更なる推進 ア 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら、当院の「手の外科センター」、「脊椎脊髄センター」、「糖尿病・内分泌センター」といった特色ある医療とともに、血管内治療など質の高い医療を更に推進し、県内外に向け積極的に情報発信を行う。 イ 脊椎脊髄疾患や手の外科疾患の患者に対する「術前の外来から入院中、退院後まで」の一貫したリハビリテーションを行う「総合リハビリテーションセンター（仮称）」を開設し、急性期リハビリテーション体制の再構築により、患者・家族の生活の質（ＱＯＬ）の更なる改善に取り組む。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（7）地域住民の健康維持への貢献 健康管理センターでの人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、地域住民の健康意識・行動を高める啓発活動や健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。	（7）地域住民の健康維持への貢献 ア 地域の自治体と連携し、人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、健診受診者に対する積極的な保健指導や精密検査等が必要な方への医療機関の受診勧奨を励行し、「健康づくり拠点」として、健康診断受診率の向上に貢献し、地域の予防医療の充実を図る。 イ Webメディア等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、地域の自治体等と連携した市民講座や出前講座などにより、各職種が専門性を活かした健康維持・増進に向けた啓発活動に取り組む。	（7）地域住民の健康維持への貢献 ア 地域の自治体と連携し、人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、健診受診者に対する積極的な保健指導や精密検査等が必要な方への医療機関の受診勧奨を励行し、「健康づくり拠点」として、健康診断受診率の向上に貢献し、地域の予防医療の充実を図る。 イ Webメディア等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、地域の自治体等と連携した市民講座や出前講座などにより、各職種が専門性を活かした健康維持・増進に向けた啓発活動に取り組む。 【健康管理センター総受診者数】 令和5年度実績値 23,078人 ⇒ 令和10年度目標値 23,000人

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）												
2 役割・機能の最適化と連携の強化 （１）地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能 ア 地域における基幹的な公的病院として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていることを踏まえ、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能について、明確化を図ること。 イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた病院の果たす役割・機能の明確化を図るとともに、地域包括支援センターや在宅医療機関をはじめとする関係機関との連携の下、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅において、多様化・変化する医療ニーズに寄り添った適切な医療の提供に努めること。	2 役割・機能の最適化と連携の強化 （１）地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能 ア 吉野川北岸では唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として、2次救急医療機関及び災害拠点病院としての機能強化に取り組む。 イ 令和6年2月、回復期48病床（地域包括ケア病棟）の開設により、<u>地域包括ケアシステムの充実に貢献するとともに</u>、当該病棟は新興感染症にも対応可能なリバーシブル構造であることから、医療措置協定の第一種協定指定医療機関としての役割を果たしていく ウ 地域包括ケアシステムの深化に向け、地域包括ケア病棟と一般病床の的確な運用や在宅療養後方支援病院としての役割・機能を明確化し、地域の関係機関・多職種との連携の下、医療及び患者支援サービスの提供体制を構築する エ <u>今後の更なる高齢化の進展と医療人材の不足等を踏まえ、地域医療支援病院として、地域医療提供体制の維持向上に向けた取組を検討する。</u>	2 役割・機能の最適化と連携の強化 （１）地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能 ア 吉野川北岸では唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として、2次救急医療機関及び災害拠点病院としての機能強化に取り組む。 イ 令和6年2月、回復期48病床（地域包括ケア病棟）の開設により、<u>地域医療構想の実現に</u>貢献するとともに、当該病棟は新興感染症にも対応可能なリバーシブル構造であることから、医療措置協定の第一種協定指定医療機関としての役割を果たしていく。 <table><tr><td>2025年</td><td>高度急性期</td><td>急性期</td><td>回復期</td><td>慢性期</td><td>計</td></tr><tr><td>病床数</td><td>40</td><td>219</td><td>48</td><td>0</td><td>307</td></tr></table> ウ 地域包括ケアシステムの深化に向け、地域包括ケア病棟と一般病床の的確な運用や在宅療養後方支援病院としての役割・機能を明確化し、地域の関係機関・多職種との連携の下、医療及び患者支援サービスの提供体制を構築する。 【在宅復帰・病床機能連携率】 令和5年度実績値 94.9％ ⇒ 令和10年度目標値 95.0％	2025年	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計	病床数	40	219	48	0	307
2025年	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計									
病床数	40	219	48	0	307									

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（２）機能分化・連携強化 ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、地域医療連携室を中心に地域の医療機関及び介護機関との更なる連携強化を図り、「紹介率・逆紹介率」の向上や地域連携クリティカルパスの整備・普及に努めること。 イ 地域の医療機関等との連携強化が図られているかを検証する観点から、医療機能や医療の質、連携強化等に係る適切な目標を設定すること。	（２）機能分化・連携強化 ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、「連携医療機関登録制度」を有効に活用するなど、地域医療機関等との緊密な連携を図り、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立する イ 認定看護師その他の高度医療人材による研修会等を開催し、地域医療機関の人材育成に向けた取組を推進する	（２）機能分化・連携強化 ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、「連携医療機関登録制度」を有効に活用するなど、地域医療機関等との緊密な連携を図り、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立する。 イ 認定看護師その他の高度医療人材による研修会等を開催し、地域医療機関の人材育成に向けた取組を推進するとともに、今後の更なる高齢化の進展を踏まえ、地域の医療機関等と連携し、地域医療提供体制の維持向上に向けた取組を検討する。 【年間紹介率】 令和5年度実績値 86.3% ⇒ 令和10年度目標値 87.0%以上 【年間逆紹介率】 令和5年度実績値 129.6% ⇒ 令和10年度目標値 130.0%以上

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
3 新興感染症等への対策 （１）感染拡大時等に備えた平時からの取組の 推進 新型コロナウイルス感染症対応において、感染拡大時の対応における公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、平時から新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えるための取組を推進すること。	3 新興感染症等への対策 （１）徳島県との医療措置協定等に基づき、新興感染症等の感染拡大時に、適切な医療を提供できるよう、陰圧化と感染症対応個室を備えた「救急総合診療センター」の整備に<u>取り組む</u>とともに、「地域包括ケア病棟」の感染症病棟への転換・運用シミュレーションの実施、感染防護服等の感染症対応資機材の整備・備蓄の推進など、感染症対応機能の充実に取り組む。	3 新興感染症等への対策 （１）徳島県との医療措置協定等に基づき、新興感染症等の感染拡大時に、適切な医療を提供できるよう、陰圧化と感染症対応個室を備えた「救急総合診療センター」整備の<u>検討を進める</u>とともに、「地域包括ケア病棟」の感染症病棟への転換・運用シミュレーションの実施、感染防護服等の感染症対応資機材の整備・備蓄の推進など、感染症対応機能の充実に取り組む。
（２）感染拡大時の感染症対応及び一般医療を 維持するための体制の確保 新興感染症の感染拡大時の対応においては、中核的な役割を果たすとともに、地域の医療機関等と連携の上、地域住民に対して安全かつ適切な一般医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。	（２）新興感染症の感染拡大時に備えたＢＣＰの策定及び随時の見直し、「感染症制御センター」を中心とした感染防止訓練や研修の実施など、職員の感染症への意識向上・育成を図るとともに、感染対策に関するＤＸを推進し、診療業務の維持継続体制の確保に努める。 （３）新興感染症の受入体制を強化するため、感染管理認定看護師や専門看護師の増員に向け、計画的な養成に努めるとともに、他の医療機関と連携した地域における感染対策の質向上を目指す。	（２）新興感染症の感染拡大時に備えたＢＣＰの策定及び随時の見直し、「感染症制御センター」を中心とした感染防止訓練や研修の実施など、職員の感染症への意識向上・育成を図るとともに、感染対策に関するＤＸを推進し、診療業務の維持継続体制の確保に努める。 （３）新興感染症の受入体制を強化するため、感染管理認定看護師や専門看護師の増員に向け、計画的な養成に努めるとともに、他の医療機関と連携した地域における感染対策の質向上を目指す。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
4 災害時における医療救護 （１）災害拠点病院としての機能強化 地域の医療機関や他の災害拠点病院、行政、医師会等の関係団体との連携を強化するとともに、災害対応能力の抜本的な強化に向け、ヘリポート整備や新たな津波浸水被害想定を踏まえた津波防潮壁の整備検討を進め、吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての機能向上に努めること。 （２）他地域における医療救護への協力 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化・技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の一層の強化に努めること。	4 災害時における医療救護 （１）吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての役割を果たすため、平時より地域の医療機関や医師会、行政等との連携強化に努める。 （２）新たに整備したヘリポートの適切な管理・運用を行うとともに、<u>国・県から示される津波浸水被害想定</u>を踏まえ、南海トラフ巨大地震に対応した「津波防潮壁」の検討と速やかな整備を図る。 （３）「災害医療センター」を中心に、複数パターンを想定した災害医療訓練の実施、「BCP」等の検証・改善、「DMAT」の体制強化に<u>加え</u>、<u>備蓄品（燃料、水、食料・医薬品・診療材料）の充実などの取組</u>を推進し、災害拠点病院機能の強化を図るとともに、災害発生時における<u>DMAT現地派遣及びDMAT受入体制</u>の整備を行う。	4 災害時における医療救護 （１）吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての役割を果たすため、平時より地域の医療機関や医師会、行政等との連携強化に努める。 （２）新たに整備したヘリポートの適切な管理・運用を行うとともに、国・県から示される津波浸水想定等を踏まえ、<u>南海トラフ巨大地震</u>に対応した「津波防潮壁」の検討と速やかな整備を図る。 （３）「災害医療センター」を中心に、複数パターンでの災害医療訓練の実施、<u>「BCP」等の検証・改善、「DMAT」の体制強化や備蓄品（燃料、水、食料・医薬品・診療材料）の充実などの取組に</u>加え、「<u>災害支援ナースの養成・登録</u>」を推進し、災害拠点病院機能の強化を図るとともに、災害発生時における「<u>DMAT</u>」や「<u>災害支援ナース</u>」の現地派遣及び受入体制の整備を行う。 【災害時用備蓄食料（令和6年度改訂・5か年計画）整備率】 令和5年度実績値 60% ⇒ 令和10年度目標値 100% 【災害支援ナース登録数】 令和6年度登録開始 ⇒ 令和10年度目標値10名

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
5 医師・看護師等の確保と働き方改革 （1）医師・看護師等の医療従事者の確保・養成 ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を図るため、豊かな人材の育成に取り組むこと。 イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの充実を図るため、環境整備に取り組むこと。 ウ 看護師、薬剤師やその他の医療従事者の一層の確保に努め、入職後の定着化に向けた支援を図ること。 エ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや認定看護師などの職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。	5 医師・看護師等の確保と働き方改革 （1）質の高い医療従事者の確保・養成 ア 「徳島医療コンソーシアム」における組を推進し、徳島大学をはじめとする高等教育機関や各医療機関の質の高い医療従事者の確保に努める。 イ 「医療人育成センター」による教育・研修体制の充実を図り、積極的な専門資格取得を促進し、質の高い医療従事者の養成・確保に努める。 ウ 「卒後臨床研修評価機構」の第三者評価を受審し、臨床研修指定病院として、将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、教育・研修体制等の整備・充実を図る。 エ 「臨床研修看護師制度」や「パートナ一制度」など、看護師、薬剤師やその他の医療従事者の入職後の定着に向けた支援を行うとともに、人材育成計画（職位・職種別キャリアラダー）に基づき、職員の自発的な能力向上を推奨する。 オ <u>認定看護師や特定行為研修修了看護師、認定薬剤師などの計画的な養成を図るとともに、その他の医療従事者の専門的な資格取得を推進し、院内においてその能力を活用する。</u>	5 医師・看護師等の確保と働き方改革 （1）質の高い医療従事者の確保・養成 ア 「徳島医療コンソーシアム」における組を推進し、徳島大学をはじめとする高等教育機関や各医療機関の質の高い医療従事者の確保に努める。 イ 「医療人育成センター」による教育・研修体制の充実を図り、積極的な専門資格取得を促進し、質の高い医療従事者の養成・確保に努める。 ウ 「卒後臨床研修評価機構」の第三者評価を受審し、臨床研修指定病院として、将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、教育・研修体制等の整備・充実を図る。 【「初期臨床研修医マッチング」のマッチ者数】 令和5年度（令和6年度採用）実績値4名 ⇒ 令和10年度（令和11年度採用）目標値5名（フルマッチ） エ 「臨床研修看護師制度」や「パートナ一制度」など、看護師、薬剤師やその他の医療従事者の入職後の定着に向けた支援を行うとともに、人材育成計画（職位・職種別キャリアラダー）に基づき、職員の自発的な能力向上を推奨する。 オ <u>認定看護師や特定行為研修修了看護師、認定薬剤師などの計画的な養成を図るとともに、その他の医療従事者の専門的な資格取得を推進し、院内外においてその能力を活用する。</u> 【認定看護師数（認定看護管理者は含まない）】 令和6年度当初配置数 7名 ⇒ 令和10年度目標値 13名 【看護師「特定行為研修」修了者数】 令和6年度当初数 3名 ⇒ 令和10年度目標値 9名

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
	力 医療人材の確保・定着に向け、職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図るため、病院全体で取り組むための体制づくりを進める。 キ 県立病院等と連携し、人事交流による職種・キャリア設計に応じた柔軟な人材育成を推進する。	力 医療人材の確保・定着に向け、職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図るため、病院全体で取り組むための体制づくりを進める。 キ 県立病院等と連携し、人事交流による職種・キャリア設計に応じた柔軟な人材育成を推進する。
（２）医師の働き方改革への対応 持続可能な地域医療提供体制の確保のため、業務の適正化やタスクシフト・ヘルプ体制の構築など時間外労働規制や健康確保の取組を、組織を挙げて着実に推進すること。	（２）医師の働き方改革への対応 医師の時間外労働規制に対応するため、医師確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者の活用やチーム医療の推進に加え、各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、並びにＩＣＴの活用による業務効率化など医師の負担軽減に取り組む。	（２）医師の働き方改革への対応 ア 働き方改革を推進し、良質な医療を持続的に提供するため、人材の確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者や看護補助者の活用、チーム医療の推進や各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、ＩＣＴの活用による業務効率化など、病院全体の業務見直しを図り、医師をはじめ医療従事者の負担軽減に取り組む。 イ 医師の「時間外・休日労働時間の上限規制（Ａ水準：９６０時間／年）」に適切に対応し、持続可能な医療提供体制の維持を図る。
（３）看護専門学校の充実強化 ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。 イ 県内の高等学校等との連携強化により、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、学生が安心して学べるよう、施設等の適正な維持管理に努めること。	（３）看護専門学校の充実強化 ア 計画的な専任教員の資格取得を推進し、若年層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図る。 イ 母体病院での看護実習等を強みとした看護教育の実践により、学生の確保に努めるとともに、徳島県立総合看護学校との連携強化により、質の高い看護師の養成を図る。 ウ 施設及び設備の適切な維持補修を行うなど充実した教育環境の整備を図る。	（３）看護専門学校の充実強化 ア 計画的な専任教員の資格取得を推進し、若年層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図る。 イ 母体病院での看護実習等を強みとした看護教育の実践により、学生の確保に努めるとともに、徳島県立総合看護学校との連携強化により、質の高い看護師の養成を図る。 ウ 施設及び設備の適切な維持補修を行うなど充実した教育環境の整備を図る。 【看護専門学校・入学時定員充足率】 令和6年度入学時 82.5% ⇒ 令和10年度目標値 100% 【看護専門学校・県内就職率】 第1～3期中期計画期間平均実績値（平成25年度から令和5年度） 83% ⇒ 第4期中期計画期間平均目標値（令和7年度から令和10年度） 80%以上

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営体制 （1）効果的な業務運営の推進 理事長及び病院長は、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の適切な労務管理を行うための制度の構築に努めること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営体制 （1）効果的な業務運営の推進 ア 病院の「理念」や「基本方針」等を全職員が共有し、「安全」で「親切」な医療の提供に取り組むとともに、院内において経営状況を共有し、病院運営への参画意識を高める。 イ 就業管理システムにより職員の勤務状況を把握し、適切な労務管理を行うとともに、多様な働き方に対応した勤務体制の構築、DX化の推進による事務の効率化に取り組む。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営体制 （1）効果的な業務運営の推進 ア 病院の「理念」や「基本方針」等を全職員が共有し、「安全」で「親切」な医療の提供に取り組むとともに、院内において経営状況を共有し、病院運営への参画意識を高める。 イ 就業管理システムにより職員の勤務状況を把握し、適切な労務管理を行うとともに、多様な働き方に対応した勤務体制の構築、DX化の推進による事務の効率化に取り組む。
（2）他職種間での連携・協力体制の構築 業務の適正化・スリム化を図るため、各職種の業務内容の可視化、業務の見直しやDXの推進を図り、職員間の連携強化に努めるとともに、管理者側が積極的に職員と連携できる体制を構築すること。	（2）多職種間での連携・協力体制の構築 ア 各部署の業務をフロー化するとともに、マニュアルの作成を行い、業務の適正化やスリム化を図る。 イ 「院内ラウンド」に当たるメンバーや確認場所等の見直しによる効率的かつ効果的な意見収集等を行う。	（2）多職種間での連携・協力体制の構築 ア 各部署の業務をフロー化するとともに、マニュアルの作成を行い、業務の適正化やスリム化を図る。 イ 「院内ラウンド」に当たるメンバーや確認場所等の定期的な変更により、多様な視点からの意見を収集し、効率的かつ効果的な業務運営体制の構築を図る。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（３）適正な人事評価の実施 職員の資質、能力及び勤労意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。	（３）適正な人事評価の実施 ア 公正で客観的な「人事評価制度」に基づき、職員の適正な評価を行う。 イ <u>処遇の改善による人員確保に向け、県内の公的病院の状況を勘案しながら、初任給・昇給停止年齢の見直しなど、給与制度の改善を検討のうえ、実施する。</u>	（３）適正な人事評価の実施 公正で客観的な「人事評価制度」に基づき、職員の適正な評価を行う。
（４）県内の公立・公的医療機関との連携 ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現を図るため、「徳島医療コンソーシアム」を構成する公立・公的医療機関との連携を強化し、遠隔医療の展開や医療従事者の確保等に向けた検討を行うこと。 イ 医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携による、より効果的な医療提供体制を構築すること。	（４）県内の公立・公的医療機関との連携 ア 「徳島医療コンソーシアム」を構成する医療機関等との連携により、5Gを活用した救急医療・遠隔医療の質向上に向けた取組を促進する。 イ 県立病院等との医薬品等の共同交渉の実施や災害医療に係る検討、人事交流による効率的・効果的な人材育成など、一層の連携強化を図る。	（４）県内の公立・公的医療機関との連携 ア 「徳島医療コンソーシアム」を構成する医療機関等との連携により、5Gを活用した救急医療・遠隔医療の質向上に向けた取組を促進する。 イ 県立病院等との医薬品等の共同交渉の実施や災害医療に係る検討、人事交流による効率的・効果的な人材育成など、一層の連携強化を図る。
2 職員の就労環境の向上 （１）良好な職場環境づくり ア あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、快適で風通しのよい職場環境づくりに努めること。 イ 職員の福利厚生充実、働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備	2 職員の就労環境の向上 （１）良好な職場環境づくり ア あいさつ運動の継続や院内行事の活性化を通じ、病院全体の「ワンチーム化」を推進する。 イ 勤務形態の柔軟な運用により、ライフサイクルや家庭状況に応じた多様な働き方の選択肢を充実させ、働きやすく・働きがいのある就労環境を整備する。	2 職員の就労環境の向上 （１）良好な職場環境づくり ア あいさつ運動の継続や院内行事の活性化を通じ、病院全体の「ワンチーム化」を推進する。 イ 勤務形態の柔軟な運用により、ライフサイクルや家庭状況に応じた多様な働き方の選択肢を充実させ、働きやすく・働きがいのある就労環境を整備する。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（２）職員の処遇改善 優秀な人材の流出を防止するため、職員が高いモチベーションを持ち安心して働き続けることができる就労環境の構築に向け、職員の処遇改善について、抜本的な改革を推進すること。	（２）職員の処遇改善 ・ 病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設や各種手当の見直しなど、処遇改善に向けた取組を推進する。	（２）職員の処遇改善 ア 処遇の改善による人員確保に向け、県内の公的病院の状況を勘案しながら、初任給・昇給停止年齢の見直しなど、給与制度の改善を検討の上、実施する。 イ 病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設や各種手当の見直しなど、処遇改善に向けた取組を推進する。
第４ 財務内容の改善に関する事項 １ 経常収支比率 収益力の強化や業務運営の効率化を徹底し、経常収支比率100%以上を早期に達成の上、維持すること。 ２ 医業収支比率及び修正医業収支比率 同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。なお、修正医業収支比率については、地方独立行政法人法の規定に基づく設立団体からの運営費負担金等の所要額の交付が行われれば、経常黒字が達成できる数値目標を定め、達成に向けた取組を推進すること。 ３ その他の経営指標 収支改善、収入確保、経費削減及び経営の安定性など、病院の経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定め、達成すること。	第４ 財務内容の改善に関する事項 １ 経常収支比率等の経営目標 経常収支比率 医業収支比率 修正医業収支比率 （その他の経営指標）	第４ 財務内容の改善に関する事項 １ 経営の改善と経常収支比率等の経営目標 （１）公立病院として、地域における医療提供体制の維持に向けた役割を着実に果たすため、地方独立行政法人法の趣旨を踏まえ、持続可能な経営基盤の確立を図るべく、効率的・効果的な病院運営に努める。 （２）救急患者の積極的な受入や地域医療機関との連携強化による新規入院患者の獲得、効率的な病床運営などによる収入の確保と、材料費や委託料など費用の抑制により収支を改善し、計画終了年度において経常収支の黒字化を図る。 【経常収支比率】 令和5年度実績値 90.0% ⇒ 令和10年度目標値 100.0%以上 【医業収支比率】 令和5年度実績値 86.5% ⇒ 令和10年度目標値 97.0%以上 【修正医業収支比率】 令和5年度実績値 80.0% ⇒ 令和10年度目標値 95.0%以上

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
4 目標達成に向けた取組等 （1）収入の確保 ア 病院全体での収入目標を定め、病床利用率等の収入確保につながる数値目標を適切に設定するとともに、効率的に高度専門医療を提供し、診療単価の向上に努めること。 イ 診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の徹底を図るとともに、病院が持つ医療資源を最大限活用し、新たな収入の確保に努めること。	2 目標達成に向けた取組等 （1）収入の確保 ア DWH（電子カルテ機能を利用したデータベースシステム）を活用し、患者動向など各種データの見える化により、ベッドコントロール機能の更なる向上を図り、適切な病床利用率の確保を図る。 イ 診療情報のより精微な分析を実施し、課題の明確化に努めるとともに、的確な目標設定を行う。 ウ 診療報酬の適正な確保に向け、レセプト点検システムを有効活用するとともに、返戻・査定分析を実施し、精度の高い診療報酬請求に努める。 エ 未収金の発生防止に努めるとともに、徴収業務委託を活用し、未収金の回収に努める。 ※第4期では、中期目標にあわせ記載順を変更	2 目標達成に向けた取組等 （1）収入の確保 ア DWH（電子カルテ機能を利用したデータベースシステム）を活用し、患者動向など各種データの見える化により、ベッドコントロール機能の更なる向上を図り、適切な病床利用率の確保を図る。 【稼働病床利用率】 [急性期] 令和5年度実績値 72.3% ⇒ 令和10年度目標値 80.0%以上 [回復期] 令和6年2月開設 ⇒ 令和10年度目標値 85.0%以上 【1日平均新規入院患者数】 令和5年度実績値 14.7人 ⇒ 令和10年度目標値 16.1人 イ 診療情報のより精緻な分析を実施し、課題の明確化に努めるとともに、的確な目標設定を行う。 ウ 診療報酬の適正な確保に向け、レセプト点検システムを有効活用するとともに、返戻・査定分析を実施し、精度の高い診療報酬請求に努める。 エ 未収金の発生防止に努めるとともに、徴収業務委託を活用し、未収金の回収に努める。

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
（２）費用の抑制 ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や、「院内物流管理システム（SPD）」による在庫管理の適正化及び管理業務の負担軽減の推進を図り、費用の抑制に努めること。 イ 契約方法の定期的な見直しを行うとともに、国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、後発医薬品の利用促進に努め、費用の節減を図ること。	（２）費用の抑制 ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や全国共同購入組織との連携により、材料費の増嵩を抑制する。 イ 「院内物流管理システム（SPD）」の運用により、院内における一連の物流を適正かつ効率的に管理し、経費削減や管理業務の負担軽減を図る。 ウ 入札制度の的確な運用を図る。<u>委託業務の必要性や内容について、また光熱水費の節減など「固定経費」の徹底的な見直しを行う。</u> エ 臨床工学科による医療機器一括管理を進め、機器使用状況等の統計データに基づく計画的な購入、保守及び点検により、機器関連の費用抑制を図る。	（２）費用の抑制 ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や全国共同購入組織との連携により、材料費の増嵩を抑制する。 【診療材料費対修正医業収益比率】 令和５年度実績値 9.2% ⇒ 令和10年度目標値 10.0%以下 イ 「院内物流管理システム（SPD）」の運用により、院内における一連の物流を適正かつ効率的に管理し、経費削減や管理業務の負担軽減を図る。 ウ 入札制度の的確な運用を図る<u>とともに、委託業務の必要性や内容について、また光熱水費の節減など「固定経費」の徹底的な見直しを行う。</u> エ 臨床工学科による医療機器一括管理を進め、機器使用状況等の統計データに基づく計画的な購入、保守及び点検により、機器関連の費用抑制を図る。
（３）収益改善策等の具体的な実施時期 収入の確保及び費用の抑制のほか、数値目標を達成するために実施する各取組に関して、具体的な実施時期を明確化すること。		
５ 各年度における収支計画等 中期目標の期間の全体を通じた収支計画に加え、各年度における収支計画及び目標数値の見通しに関しても、設定すること。また、目標や計画については、全職員に共有し、経営意識の醸成を図ること。	３ 予算 ４ 収支計画 ５ 資金計画	３ 予算 ４ 収支計画 ５ 資金計画

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）						
	第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画 第7 剰余金の使途 第8 料金に関する事項	第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画 第7 剰余金の使途 第8 料金に関する事項						
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 施設・設備の最適化 （1）施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制 施設・設備について、医療技術の進展や地域の医療需要はもとより、病院の果たすべき役割・機能・患者サービス向上の観点から必要性や適正な規模等を総合的に勘案し、計画的に整備することにより、財政負担の軽減や平準化に努めること。 （2）資金貸付金の適切な活用 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金を活用した施設・設備の整備については、病院の経営状況や借入金の償還計画等を踏まえ、病院の運営に支障が生じることがないように、整備内容や整備スケジュール等の十分な検討を行うこと。	第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する事項 （1）患者サービスの向上に向け、院内の利便性・快適性を確認し、患者ニーズに応じた整備を検討する。 （2）病院新築後、20年が経過する施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、整備費及び整備後の維持管理費も含めた費用対効果を総合的に勘案し、経営状況を踏まえた計画的な整備を推進する。	第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制 （1）患者サービスの向上に向け、院内の利便性・快適性を確認し、患者ニーズに応じた整備を検討する。 （2）病院新築後、20年が経過する施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、整備費及び整備後の維持管理費も含めた費用対効果を総合的に勘案し、経営状況を踏まえた計画的な整備を推進する。 【中期計画期間の施設及び設備整備に関する計画】 （単位：百万円）注1： 金額については見込みである。 注2：各事業年度の長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr> <tr> <td>施設、設備及び医療機器等の整備</td><td>3,250</td><td>設立団体からの長期借入金等</td></tr> </table>	区分	予定額	財源	施設、設備及び医療機器等の整備	3,250	設立団体からの長期借入金等
区分	予定額	財源						
施設、設備及び医療機器等の整備	3,250	設立団体からの長期借入金等						

第4期中期目標	第4期中期計画（素案）	第4期中期計画（最終案）
2 人員配置の弾力化 来院範囲の広域化や手術件数の増加に迅速に対応できるよう、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。	<再掲> 第2 5 医師・看護師等の確保と働き方改革 (2) 医師の働き方改革への対応 医師の時間外労働規制に対応するため、医師確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者の活用やチーム医療の推進に加え、各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、並びにICTの活用による業務効率化など医師の負担軽減に取り組む。	<再掲> 第3 5 医師・看護師等の確保と働き方改革 (2) 医師の働き方改革への対応 ア 働き方改革を推進し、良質な医療を持続的に提供するため、人材の確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者や看護補助者の活用、チーム医療の推進や各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、ICTの活用による業務効率化など、病院全体の業務見直しを図り、医師をはじめ医療従事者の負担軽減に取り組む。 イ 医師の「時間外・休日労働時間の上限規制（A水準：960時間／年）」に適切に対応し、持続可能な医療提供体制の維持を図る。
3 デジタル化への対応 (1) 情報システム等を活用した取組の推進 医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化の推進を図る上で重要なマイナンバーカードによるオンライン資格確認や遠隔医療・オンライン診療などの各種情報システム等を活用した取組を推進すること。 (2) 情報セキュリティ対策の徹底 デジタル化の推進に当たっては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。	2 デジタル化への対応 (1) 情報システム等を活用した取組の推進 - オンライン資格確認を利用した「電子処方箋」や救急医療・遠隔診療等への5G活用のほか、AI等の先進技術も取り入れるなど、医療DXの推進を図り、医療の質の向上、医療情報の連携、病院経営の効率化及び働き方改革などの充実・強化に取り組む。 (2) 情報セキュリティ対策の徹底 - 複雑・巧妙化するサイバー攻撃から医療情報基幹システムを守り、安全かつ適切に医療を提供するため、技術的・物理的対策を行うとともに、定期的な訓練・研修の実施により、人的セキュリティの向上を図り、医療継続体制の確立を図る。	2 デジタル化への対応 (1) 情報システム等を活用した取組の推進 - オンライン資格確認を利用した「電子処方箋」や救急医療・遠隔診療等への5G活用のほか、AI等の先進技術も取り入れるなど、医療DXの推進を図り、医療の質の向上、医療情報の連携、病院経営の効率化及び働き方改革などの充実・強化に取り組む。 (2) 情報セキュリティ対策の徹底 - 複雑・巧妙化するサイバー攻撃から医療情報基幹システムを守り、安全かつ適切に医療を提供するため、技術的・物理的対策を行うとともに、定期的な訓練・研修の実施により、人的セキュリティの向上を図り、医療継続体制の確立を図る。